議案第85号

桑名市企業版ふるさと応援基金条例の制定について

桑名市企業版ふるさと応援基金条例を次のように定めるものとする。

令和5年8月30日提出

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市企業版ふるさと応援基金条例

(設置)

- 第1条 桑名市まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業に要する経費の財源に充てるため、桑 名市企業版ふるさと応援基金(以下「基金」という。)を設置する。 (積立て)
- 第2条 基金は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に定める額を積み立てる。 (管理)
- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 (運用益金の処理)
- 第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。 (処分)
- 第5条 基金は、第1条に規定する設置目的のために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の 定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(制定のあらまし)

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)による寄附金を活用し、まち・ひと・しごと創生推進事業に要する経費の財源に充てるため、条例を制定するものであります。

議案第86号

桑名市火災予防条例の一部改正について

桑名市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年8月30日提出

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市火災予防条例の一部を改正する条例

桑名市火災予防条例(平成16年桑名市条例第163号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等の侵入防止」を「その筐体は雨水等の浸入防止」に改める。 第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3厨房設備の項を次のように改める。

厨	気	不 燃	開放式	組込型こんろ・グリル付	14kW以下	100	15	15	15	注:機器本
房	体	以外		こんろ・グリドル付こん			注		注	体上方の
設	燃			ろ、キャビネット型こん						側方又は
備	料			ろ・グリル付こんろ・グ						後方の離
				リドル付こんろ						隔距離を
				据置型レンジ	21kW以下	100	15	15	15	示す。
							注		注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付	14kW以下	80	0		0	
				こんろ・グリドル付こん						
				ろ、キャビネット型こん						
				ろ・グリル付こんろ・グ						
				リドル付こんろ						
				据置型レンジ	21kW以下	80	O		0	
	固	不 燃	木炭を燃料	・炭火焼き器		100	50	50	50	
	体	以外	とするもの							
	燃	不燃	木炭を燃料	・炭火焼き器	_	80	30		30	
	料		とするもの							
	上記	記に欠	分類されない	使用温度が800℃以上の	_	250	200	300	200	
	\$0	D		もの						
				使用温度が300℃以上		150	100	200	100	
				800℃未満のもの						
				使用温度が300℃未満の	_	100	50	100	50	
				もの						

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする 発電設備及びこの条例による改正後の桑名市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1 項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発 電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1 項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並び に第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、 この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する 蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものに ついては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の 施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの 間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

参考

(改正のあらまし)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する 基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。 関係条文対昭表

関係条文対照表	
改正前	改正後
(第11条) (変電設備) 第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)~(3) (略) (3)の2 キュービクル式のものにあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。 (3)の3~(10) (略) 2・3 (略)	削る
(第11条の2) (急速充電設備) 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。(1)~(3) (略) (4) 雨水等の侵入防止の措置を講ずること。(5)~(19) (略)	その筐体は雨水等の浸入防止
(第13条) (蓄電池設備)	

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と 電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、 耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地

又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防 止の措置を講じたキュービクル式のものとし なければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第2項並びに本条第1項</u>の規定を準用する。

(第44条)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。

(1)~(12) (略)

(13) 蓄電池設備

(14) · (15) (略)

(別表第3)

別表第3 (第3条、第18条関係) 〔別 記〕

震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放 形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける 蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業 者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延 焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並 びに消防長が火災予防上支障がないと認める 構造を有するキュービクル式のものを除く。) にあっては、建築物から3メートル以上の距離 を保たなければならない。ただし、不燃材料で 造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに 面するときは、この限りでない。

第11条の2第

1項第4号

<u>(蓄電池容量が20キロワット</u> 時以下のものを除く。)

別表第3(第3条、第18条関係) [別 記]

〔改正前〕

別表第3 (第3条、第18条関係)

	種類					離隔距離(cm)				
					入力	上方	側方	前方	後方	備考
				(略)					
厨	気	不 燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こん	14kW以下	<u>100</u>	<u>15</u>	<u>15</u>		注:機器本体
房	体	以外		ろ・グリドル付こんろ、キャ			<u>注</u>		<u>注</u>	上方の側方
設	燃			ビネット型こんろ・グリル付						又は後方の
備	料			こんろ・グリドル付こんろ						離隔距離を
				据置型レンジ	21kW以下	<u>100</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>示す。</u>
							<u>注</u>		<u>注</u>	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こん	14kW以下	<u>80</u>	0		0	
				ろ・グリドル付こんろ、キャ						
				ビネット型こんろ・グリル付						
				<u>こんろ・グリドル付こんろ</u>						
				据置型レンジ	21kW以下	<u>80</u>	0	_	0	
	上記	記に欠	対類されない	使用温度が800℃以上のもの		<u> 250</u>	<u> 200</u>	<u> 300</u>	<u> 200</u>	
	ŧ.	<u>カ</u>		使用温度が300℃以上800℃		<u>150</u>	100	<u> 200</u>	100	
				未満のもの						
				使用温度が300℃未満のもの		100	<u>50</u>	100	<u>50</u>	
		•		(略)						

備考 (略)

〔改正後〕

別表第3 (第3条、第18条関係)

73.33	ベカ	, 0 (为 3 木、为 10							
厨	気	不 燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こん	14kW以下	100	<u>15</u>	15	<u>15</u>	注:機器本体
房	体	以外		ろ・グリドル付こんろ、キャ			注		注	上方の側方
設	燃			ビネット型こんろ・グリル付						又は後方の
備	料			こんろ・グリドル付こんろ						離隔距離を
				据置型レンジ	21kW以下	100	15	15	<u>15</u>	<u>示す。</u>
							<u>注</u>		<u>注</u>	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こん	14kW以下	80	0		0]
				ろ・グリドル付こんろ、キャ						
				ビネット型こんろ・グリル付						
				こんろ・グリドル付こんろ						
				据置型レンジ	21kW以下	80	0		0	
	古	不 燃	木炭を燃料	炭火焼き器		100	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	
	体	以外	とするもの							
	燃	不燃	木炭を燃料	炭火焼き器		80	30		30	
	料		とするもの							
	上記	記に分	対類されない	使用温度が800℃以上のもの		<u> 250</u>	200	300	200	
	ŧ,	<u>り</u>		使用温度が300℃以上800℃		150	100	200	100	1
				未満のもの						
				使用温度が300℃未満のもの		100	50	100	50	1

議案第87号

桑名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

桑名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年8月30日提出

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 桑名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成16年桑名市条例第167号)の一部を 次のように改正する。

第2条中「定数」を「定員」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和31年政令第346号。以下「令」という。)第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、前項の団員の定員とする。
- 3 令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定する ために用いる条例定員は、第1項の団員の定員から支援団員の定員50人を控除した数とする。 第2条を第2条の2とし、第1条の次に次の1条を加える。

(団員の種類)

- 第2条 団員の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 基本団員 次号に規定する機能別団員以外の団員をいう。
 - (2) 機能別団員 市長が定める特定の役割又は活動に限り従事する団員をいう。
- 2 機能別団員の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 学生団員 大学生、大学院生及び専門学校生により構成される機能別団員をいう。
 - (2) 支援団員 団員又は消防職員の経験を有する者により構成される機能別団員をいう。 第4条に次の1号を加える。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、団員として不適当と認められる者

第5条第1項第4号中「定数」を「定員」に改める。

第6条第1項第2号中「業務」を「義務」に改める。

「団長 年額 180,000円 副団長 年額 160,000円 分団長 年額 75,000円

第14条第2項中「次により」を「別表第1に定める」に改め、 副分団長 年額 57,000円 を削

部長 年額 40,000円 班長 年額 40,000円 団員 年額 36,500円

り、同条第3項中「別表」を「別表第2」に改める。

第18条第1項中「団員」の次に「(勤務年数が5年未満の者及び支援団員を除く。)」を加える。 本則に次の1条を加える。

(その他)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1(第14条関係)

	区分	年額報酬		
基本団員	団長	180,000円		
	副団長	160,000円		
	分団長	75,000円		
	副分団長	57,000円		
	部長	40,000円		
	班長	40,000円		
	団員	36,500円		

機能別団員	学生団員	18,300円
	支援団員	9,200円

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(改正のあらまし)

桑名市消防団の組織改編に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改正前	改正後
(第2条)	(団員の種類) 第2条 団員の種類は、次のとおりとする。 (1) 基本団員 次号に規定する機能別団員以外の団員をいう。 (2) 機能別団員 市長が定める特定の役割又は活動に限り従事する団員をいう。 2 機能別団員の種類は、次のとおりとする。 (1) 学生団員 大学生、大学院生及び専門学校生により構成される機能別団員をいう。 (2) 支援団員 団員又は消防職員の経験を有する者により構成される機能別団員をいう。
(定員) <u>第2条</u> 団員の <u>定数</u> は、団長以下776人とする。	第2条の2 定員 2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和31年政令第346号。以下「令」という。)第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、前項の団員の定員とする。 3 令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定員から支援団員の定員50人を控除した数とする。
(第4条) (欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団 員となることができない。 (1)~(3) (略) (第5条) (分限) 第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれか に該当する場合においては、これを降任し、又 は免職することができる。	(4) 前3号に掲げるもののほか、団員として 不適当と認められる者
(1)~(3) (略) (4) <u>定数</u> の改廃又は予算の減少により過員を	<u>定員</u>

生じた場合

2 (略)

(第6条)

(懲戒)

- 第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれか に該当するときは、懲戒処分として、戒告、停 職又は免職することができる。
 - (1) (略)
 - (2) 職務上の<u>業務</u>に違反し、又は職務を怠っ たとき。
 - (3) (略)
- 2 (略)

(第14条)

(報酬)

第14条 (略)

2 団員には、<u>次により</u>年額報酬を支給する。ただし、年度の中途において入団し、又は退団し、若しくは死亡した者についての報酬額は、その年度中における入団の日以後の月数又は退団若しくは死亡の日までの月数(1月に満たない端数は1月とみなす。)を12で除した数を乗じた額とする。

団長 年額 180,000円

副団長 年額 160,000円

分団長 年額 75,000円

副分団長 年額 57,000円

部長 年額 40,000円

班長 年額 40,000円

団員 年額 36,500円

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する 場合においては、<u>別表</u>に定めるところにより出 動報酬を支給する。

(第18条)

(退職報償金)

第18条 団員

が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

2 (略)

義務

別表第1に定める

削る

別表第2

(勤務年数が5年未満の者及び支

援団員を除く。)

_(その他)

第19条この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定め

(別表)	<u>る。</u> 別表第1(第1	4条関係)_	
		区分	年額報酬
	基本団員	団長	180,000円
		<u>副団長</u>	160,000円
		<u>分団長</u>	75,000円
		副分団長	57,000円
		<u> 部長</u>	40,000円
		班長	40,000円
		団員	36,500円
	機能別団員	学生団員	18,300円
		支援団員	9,200円
<u>別表</u> (第14条関係)	別表第2		,
(略)			
備考 (略)			

議案第88号

財産の取得について

桑名市消防署、いなべ消防署北分署及び東員消防署の配備車両として、次のとおり財産を取得することについて、桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年桑名市条例第53号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

桑名市長 伊藤徳宇

1 名 称 高規格救急自動車(3台)

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 51,612,000円

4 契約の相手方 三重県桑名市大字江場中野638番地2

日産プリンス三重販売株式会社桑名江場店

店長 後藤 充宏

高規格救急自動車(3台)

開札年月日 令和5年6月9日

業者名	入札価格	備考
日産プリンス三重販売株式会社桑名江場店 店長 後藤 充宏	46, 920, 000円	落札
三重トヨタ自動車株式会社桑名店 店長 高木 賢一	49, 500, 000円	

入札価格には消費税額を含まない。

議案第89号

財産の取得について

桑名市消防署、いなべ消防署北分署及び東員消防署の配備車両の積載品として、次のとおり財産を取得することについて、桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年桑名市条例第53号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

桑名市長 伊藤徳宇

1 名 称 高規格救急自動車積載品一式(3組)

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 34,735,800円

4 契約の相手方 三重県津市高茶屋小森上野町1336番地1

中辻医科器械株式会社 代表取締役 三宅 努

高規格救急自動車積載品一式(3組)

開札年月日 令和5年6月9日

業者名	入札価格	備考
中辻医科器械株式会社 代表取締役 三宅 努	31, 578, 000円	落札

入札価格には消費税額を含まない。

議案第90号

市道の認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更することについて、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び同法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

桑名市長 伊藤徳宇

1 認定する路線

路線番号	路線名	起点	重要な	延長(m)
		終点	経過地	幅員(m)
K813196	 陽だまりの丘181号線	陽だまりの丘六丁目701番1地先		176. 0
MO13190 勝たまりの11101	陽だまりの丘六丁目701番9地先		6.0~13.2	
V019107	限だまりのに100 早類	陽だまりの丘六丁目701番37地先		38. 5
K813197 陽だまりの丘182号線		陽だまりの丘六丁目701番28地先		2.2~9.8





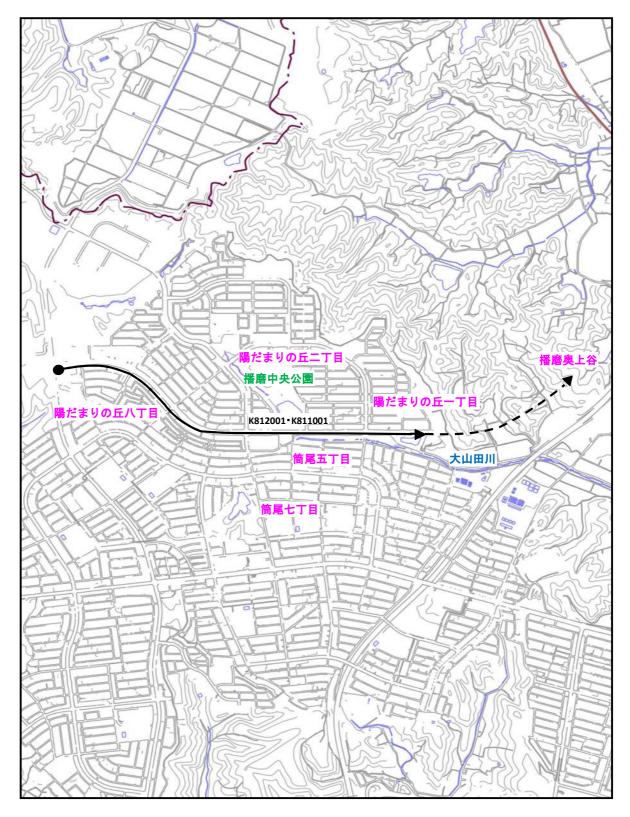
路線番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地	延長(m) 幅員(m)
K813196	陽だまりの丘181号線	陽だまりの丘六丁目701番1地先 陽だまりの丘六丁目701番9地先		176.0 $6.0 \sim 13.2$
K813197	陽だまりの日182号線	陽だまりの丘六丁目701番37地先		38. 5
nororo:	1997 C S 7 17 EL 10 1 17 17	陽だまりの丘六丁目701番28地先		2.2~9.8

凡	例
起点	
終点	
認定路線	

2 変更する路線

路線番号	路線名		起点		起点 重要な		延長(m)
始禄备万	始禄石		終点	経過地	幅員(m)		
K812001		前	大字播磨字大山田1584番183地先		1, 937. 0		
K612001	 大山田播磨線	Hil	大字播磨字真虫谷1583番160地先		16.0~39.1		
K811001	八田田御居隊	後	大字播磨字大山田1584番183地先		2, 555. 0		
K811001		1友	大字播磨字奥上谷3177番地先		16.0~39.1		
T253003		前	多度町力尾字沢地9番48地先		469. 6		
1255005	 桑名北部東員線	日山	多度町力尾字沢地9番14地先		16.0~16.0		
K141002	栄和礼部米貝勝	後	大字播磨字鳥打875番地先		5, 602. 0		
K141002	02		多度町力尾字沢地9番14地先		12.0~58.2		

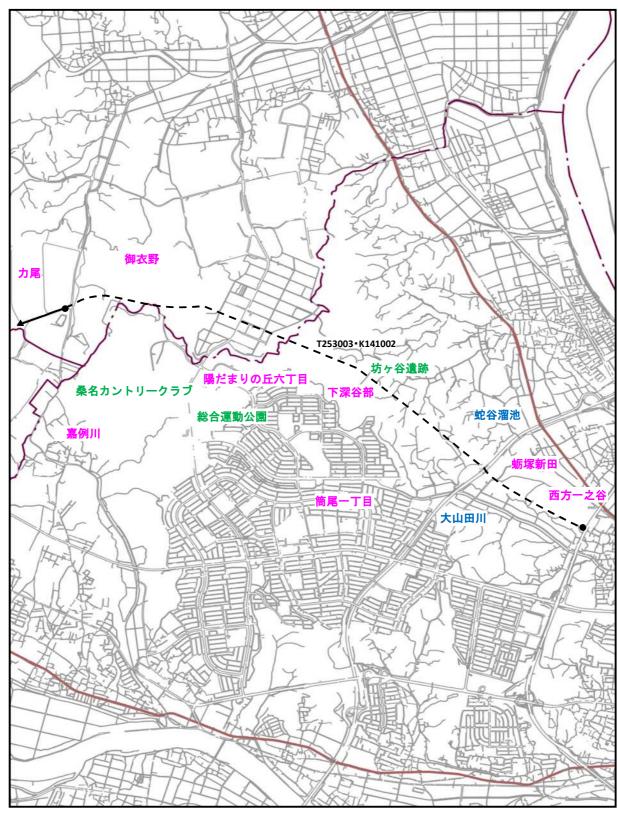




路線番号	路線名		起	重要な 経過地	延長(m) 幅員(m)
K812001		前	大字播磨字大山田1584番183地先		1, 937. 0
	大山田播磨線	1373	大字播磨字真虫谷1583番160地先		16. 0∼39. 1
K811001	八四四油冶冰	後	大字播磨字大山田1584番183地先		2, 555. 0
K011001		1友	大字播磨字奥上谷3177番地先		16.0~39.1

凡	例
起点	
終点	A
延伸区間	
変更路線	





路線番号	路線名		起 点 終 点	重要な 経過地	延長(m) 幅員(m)
T253003	桑名北部東員線	前	多度町力尾字沢地9番48地先 多度町力尾字沢地9番14地先		469.6 16.0~16.0
K141002		後	大字播磨字鳥打875番地先 多度町力尾字沢地 9 番14地先		5, 602. 0 12. 0~58. 2

凡	例
起点	•
終点	A
延伸区間	-
変更路線	

議案第91号

町の区域の設定について

開発行為に伴い、本市の町の区域を次のとおり設定することについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

桑名市長 伊藤徳宇

新たに記史士ス町々		左の町とする区域
新たに設定する町名	町・字名	地番
	新西方四丁目	232番 1
	大字蓮花寺字東広	1150番1、1151番1、1153番1、1154番1、1155番1、1157番1、1157番2、1158番、1159番、1160番1161番、1162番、1163番、1164番、1165番、1166番1、1167番1、1168番1、1169番1、1171番1、1172番2、1173番、1174番、1175番、1176番、1177番、1178番、1179番、1180番、1181番、1182番183番1、1184番1、1185番1、1186番1、1187番1188番、1189番1、1190番1、1191番、1192番、1193番、1194番、1195番、1196番、1197番、1198番、1200番、1201番、1202番、1203番、1204番、1205番、1206番、1207番、1208番、1208番1、1208番2、1209番1210番、1211番、1212番、1213番、1214番、1215番1216番、1217番、1218番及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部
新西方八丁目	大字蓮花寺字清水原	1219番1、1219番2、1220番1、1220番2、1221番1222番、1222番1、1223番、1224番1、1224番2、1225番、1226番、1227番1、1227番2、1228番、1225番、1226番、1227番1、1227番2、1228番、1225番1から1228番4まで、1229番、1230番1、1230番2、1231番1から1231番6まで、1232番、1232番11236番、1236番4から1236番6まで、1237番、1238番、1239番、1242番、1243番、1244番、1245番、1245番、1245番、1247番、1248番、1249番、1250番1から1250番3まで、1257番1、1257番3、1257番5、1257番11及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部
	大字蓮花寺 字高塚下	1323番、1324番、1325番、1326番、1327番、1328番 1329番、1330番、1331番、1331番1、1332番1、133 番2、1333番、1334番、1335番、1336番、1337番、 1338番1、1340番1、1379番1、1379番3、1379番 4、1380番1から1380番5まで、1381番1から1381 番4まで、1382番、1382番1、1382番2、1383番、 1383番1から1383番3まで、1384番、1385番、1385 番1、1386番、1387番、1388番1、1388番2、1389 番、1390番、1391番1、1394番1、1395番1及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部

